

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
3月31日
(火曜日)

目 次

○告示
遊漁規則の認可（水産振興課）



山口県告示第百三十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十九条第一項の規定に基づき、遊漁規則を平成二十六年四月一日次のとおり認可した。

平成二十七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 漁業権者の名称及び住所等

(一) 漁業権の免許番号 内共第三号

(二) 漁業権者の名称及び住所

錦川漁業協同組合 岩国市多田三丁目一〇八の九

(三) 遊漁についての制限の範囲

1 遊漁の方法

手釣、竿釣、たも網、はえなわ及び籠

2 遊漁期間

魚種	漁具、漁法	期 間
----	-------	-----

あゆ	手釣、竿釣、たも網	六月一日から十二月三十一日まで (岩国市生見川、下畑川、洪前川及び根笠川の漁業権に係る漁場の区域)にあつては、六月十五日から十二月三十一日まで
うなぎ	手釣、竿釣、はえなわ、たも網、籠	四月一日から十二月三十一日まで
かに	たも網、籠	一月一日から五月三十一日まで 八月一日から十二月三十一日まで
ます	手釣、竿釣、たも網	三月一日から八月三十一日まで

3 漁具又は漁法の制限

魚種	漁具又は漁法	制 限 事 項
あゆ、なぎ、こかう、やい、な、ふ、ます	たも網	口径〇・八メートル以下
うなぎ	はえなわ	三本以内
かに	籠	二十個以内

4 禁止区域及び期間

魚種	漁具、漁法	区 域	期 間
あゆ	全漁法	岩国市錦帯橋下流端から下流二百メートルまで 岩国市愛宕橋下流端から同市大正橋下流端下流十メートルまで 岩国市牛野谷堰から下流百メートルまで 岩国市美和町西畑字寺畑四三八の一に設置した標識と対岸を結んだ線から下流四十メートルまで	九月二十日から十一月十日まで
な、や、い、な、ぎ、こかう、ます、ふ	全漁法	岩国市八幡堰から下流十メートルまで 岩国市牛野谷堰から下流十メートルまで 岩国市八幡堰の下流十メートルから下流同市今津川大正橋の下流十メートルまで 岩国市牛野谷堰の下流十メートルから下流九十メートルまで	一月一日から十二月三十一日まで

うなぎ 手釣、竿釣、はえなわ、籠	あ ゆ 手釣、竿釣、たも網	魚種 漁具、漁法	遊漁者の区分		期間	遊漁料	5 全長の制限等	は や 全漁法 岩国市下行波橋下流端から下流五百メートルまで 岩国市御庄思案橋下流端から上流百五十メートルまで
			大人	中学生				
大人	中学生	大人	中学生	大人	一日	二千円	うなぎ 全長三十センチメートル以下	か に 甲幅四センチメートル以下
一日	一年	一日	一年	一日	一年	八千円		
二千円	五百円	四千円	千円	四千円	千円	二千円		

(四) 遊漁料の額及び納付の場所
1 遊漁料の額

うなぎ	あ ゆ	魚種	漁具、漁法	期 間
手釣、竿釣、はえなわ、籠	たも網 竿釣			四月一日から九月三十日まで
				七月一日から十二月三十一日まで
				六月一日から十二月三十一日まで

2 遊漁期間

- 1 遊漁の方法
手釣、竿釣、たも網、はえなわ及び籠
- (一) 漁業権の免許番号 内共第三号
(二) 漁業権者の名称及び住所
玖北漁業協同組合 岩国市錦町広瀬四六の三
(三) 遊漁についての制限の範囲

2 納付の場所

錦川漁業協同組合事務所（遊漁場所）で漁場監視員に納付するときは、当該遊漁料のほか、別に千円を納付しなければならない。（）

備考 小学生以下の者は無料とし、肢体不自由者の遊漁料の額は当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。	か に たも網、籠	中学生		大人		一年
		一年	一日	一年	一日	一年
		二千円	五百円	四千円	千円	二千円

うなぎ 手釣、竿釣、はえなわ、籠	あゆ、こい、ます 手釣、竿釣	魚種	漁具、漁法	遊漁者の区分		期間	遊漁料
				中学生	大人		
中学生	大人	中学生	大人	一日	一年	一日	一年
千円	六千円	二千円	三千円	千円	六千円	二千円	

(四) 遊漁料の額及び納付の場所
1 遊漁料の額

はや	周南市大字須万錦川と金峰川の合流点から下流岩国市錦町広瀬倉谷橋まで	区域	期間
			四月一日から五月三十一日まで

3 禁止区域及び期間

あゆ	手釣、竿釣	魚種	漁具、漁法	期間
				三須漁業協同組合が公示する日から十二月三十一日まで

(一) 漁業権の免許番号 内共第三号
(二) 漁業権者の名称及び住所 三須漁業協同組合 周南市大字須々万本郷二一五三の三
(三) 遊漁についての制限の範囲
1 遊漁の方法
手釣、竿釣、はえなわ及び籠
2 遊漁期間

魚種	漁具、漁法	遊漁者の区分	期間	遊漁料

(四) 遊漁料の額及び納付の場所
1 遊漁料の額

あゆ	手釣、竿釣	魚種	漁具、漁法	期間
				三須漁業協同組合が公示する日から十二月三十一日まで

2 納付の場所

(一) 漁業権の免許番号 内共第四号
(二) 漁業権者の名称及び住所 三須漁業協同組合 周南市大字須々万本郷二一五三の三
(三) 遊漁についての制限の範囲
1 遊漁の方法
手釣、竿釣、はえなわ及び籠
2 遊漁期間

備考	小学生以下の者は無料とし、肢体不自由者の遊漁料の額は当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。
----	--

はや	手釣、竿釣	全遊漁者	一年	無料
か	籠	全遊漁者	一年	千円
			一日	二百円
			一年	三千円

あゆ	魚種	手釣、竿釣、たも網	期	間	錦川上流漁業協同組合が公示する期間							
	漁具、漁法	手釣、竿釣、たも網										
か	籠	うなぎ 手釣、竿釣、はえな わ籠	全遊漁者	中学生	大人	中学生	一年	一年	一年	六千円		
			一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	千円	二千円

備考 小学生以下の者は無料とし、肢体不自由者の遊漁料の額は当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。

2 納付の場所
三須漁業協同組合事務所（遊漁場所で漁場監視員に納付するときは、当該遊漁料のほか、別に千円を納付しなければならない。）

(一) 漁業権の免許番号 内共第五号
(二) 漁業権者の名称及び住所 錦川上流漁業協同組合 周南市大字鹿野上三三五九
(三) 遊漁についての制限の範囲
1 遊漁の方法 手釣、竿釣、投網、たも網、はえなわ及び籠
2 遊漁期間

あゆ	魚種	漁具、漁法	遊漁者の区分	期	間	遊漁料
あゆ、ま	魚種	漁具、漁法	区	域	期	間
あゆ、ま	あゆ	投網、たも網	周南市大字鹿野下旧権台地井堰から上流二百メートルまで	周南市大字鹿野下泥淵落込から下流二百メートルまで	八月二十日から九月十日まで	三月一日から九月十日まで
あゆ、ま	あゆ、ま	手釣、竿釣	周南市大字鹿野中柏原井堰から上流百メートルまで	周南市大字大向二俣橋から下流百メートルまで	三月一日から九月十日まで	四千元

(四) 遊漁料の額及び納付の場所
1 遊漁料の額

3 漁具又は漁法の制限

4 禁止区域及び期間

あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま
あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま
あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま
あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま	あゆ、ま

あ ゆ	手釣、竿釣	中学生以下 の者	一 日	錦川上流漁業協同組合 が公示する日から十日 間 錦川上流漁業協同組合 が公示する日から十日 を経過した日から十二 月三十一日まで	一 年	八千三百円 に あつては、 四千円
	網投網、たも	全遊漁者	一 日	一 年	一 年	二千円
うなぎ、 こい、は や、ます	手釣、竿釣	全遊漁者	一 日	一 年	一 年	五千円
	網投網、たも	全遊漁者	一 日	一 年	一 年	五千円
うなぎ、 こい、は や、ます	手釣、竿釣	全遊漁者	一 日	一 年	一 年	三千円
	網投網、たも	全遊漁者	一 日	一 年	一 年	五千円
うなぎ、 こい、は や、ます	手釣、竿釣	全遊漁者	一 日	一 年	一 年	千円
	網投網、たも	全遊漁者	一 日	一 年	一 年	一万五千円
うなぎ、 こい、は や、ます	手釣、竿釣	全遊漁者	一 日	一 年	一 年	千円
	網投網、たも	全遊漁者	一 日	一 年	一 年	五千円

備考 中学生以下の者はうなぎ、こい、はや又はますの手釣又は竿釣については無料とし、肢体不自由者の遊漁料の額は当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。

2 納付の場所

錦川上流漁業協同組合事務所（遊漁場所）で漁場監視員に納付するときは、当該遊漁料のほか、別に三百円を納付しなければならない。）

(一) 漁業権の免許番号 内共第六号

(二) 漁業権者の名称及び住所

島田川内水面漁業協同組合 岩国市玖珂町六二六九

(三) 遊漁についての制限の範囲

1 遊漁の方法

2 手釣、竿釣、投網、たも網、籠及び石倉
遊漁期間

魚種	漁具、漁法	期
あゆ、うなぎ	全漁法	島田川内水面漁業協同組合が公示する期間
かに	全漁法	十月一日から翌年三月三十一日まで
はや	投網、たも網	三月一日から十一月三十日まで

3 漁具又は漁法の制限

魚種	漁具又は漁法	制限事項
あゆ、こい、な、ます	投網	網目十五センチメートルにつき十四節以下 夜間禁止
うなぎ	石倉	口径二メートル以下
かに	籠	一個につき九平方メートル以内 名札を立てること。 高さ二十五センチメートル以内 幅五十七センチメートル以内 長さ五十七センチメートル以内 五個以内 名札を付けること。

4 禁止区域及び期間

区	域	期
岩国市周東町西長野乙井出井堰から下流五十メートルまで 周南市大字小松原大井出筏場井堰から下流五十メートルまで 光市大字島田八幡井堰から下流五十メートルまで		一月一日から六月三十日まで

5 全長の制限等

魚種	全長	又は	幅

(四) 遊漁料の額及び納付の場所
1 遊漁料の額

備考 十八歳以下の者は、無料とする。	ます 竿釣	かに 籠	うなぎ 籠、箱	うなぎ 手釣、竿釣		あゆ、こ い、ふな はこ		あゆ、こ い、ふな はこ う		魚種 漁具、 漁法	期間	遊 漁 料
				一年	一日	一年	一日	一年	一日			
	三千円	千円	二千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			

2 納付の場所

佐波川漁業協同組合事務所（遊漁場所）で漁場監視員に納付するときは、当該遊漁料のほか、別に三百円を納付しなければならない。（）

(一) 漁業権の免許番号 内共第八号

(二) 漁業権者の名称及び住所
樫野川漁業協同組合 山口市平井三四〇の一

(三) 遊漁についての制限の範囲

1 遊漁の方法

手釣、竿釣、投網、たも網、籠、箱及び石倉

2 遊漁期間

魚種	漁具、漁法	期	間
あゆ	投網 竿釣、たも網	六月一日午前六時から十二月三十一日まで	
うなぎ	手釣、竿釣、たも網、 籠、箱、石倉	七月一日午前六時から十二月三十一日まで	
かに	籠、箱	一月二日午前六時から十二月三十一日まで	
こい	竿釣、投網、たも網	九月一日午前六時から翌年四月三十日まで	
なはや、ふ	竿釣、たも網	一月一日午前六時から十二月三十一日まで	
なはや、ふ	投網	七月一日午前六時から翌年三月二十日まで	
ます	竿釣	三月一日午前六時から八月三十一日まで	

3 漁具又は漁法の制限

魚種	漁具又は漁法	制	限	事	項
うなぎ	籠、箱、石倉	三個以内			
かに	籠、箱	三個以内			
あゆ、こい、うなぎ、なはや、ふ	全漁法	三個以内			
夜間に灯火を使用する漁法は、禁止する。 あゆ以外の魚種の掛釣を行ってはならない。					

4 禁止区域及び期間

魚種	漁具、漁法	区	域	期	間
毛針を使用する漁法		山口市仁保上郷旧河川プールから下流の仁保川		四月一日から六月一日午前六時まで	

あ ゆ 竿釣、たも網	魚種	漁具、漁法	遊漁者の区分		期間	遊漁料	か に 五センチメートル以下	魚種 甲	5 全長の制限等	は や 網投、たも網 竿釣	あゆ、こなぎ、うなぎ、い、な、ふはこかう											
			中学生以下	大人							網投、たも網	全漁法	網投、たも網	投網	山口市仁保中郷仁保川と坂本川の合流点から上流の漁業権に係る漁場の区域	山口市矢原福良井堰から下流同市高田橋まで	山口市淋洗井堰から下流三十五メートルまで	山口市淋洗井堰から下流五百メートルまで	漁業権に係る漁場の区域内の魚道	山口市旧鰐石橋から上流の漁業権に係る漁場の区域	山口市荒谷ダム堤防から上流の漁業権に係る漁場の区域	山口市宮野上宮野新橋から上流同市宮野上荒谷川と杖坂川の合流点まで

備考 1 小学生以下の者は手釣又は竿釣に限り無料とし、肢体不自由者の遊漁料の額は年券について	ます 竿釣		か に 籠、箱		うなぎ、こなぎ、い、な、ふはこ						うなぎ		あゆ、こなぎ、い、な、ふはこ			
	中学生	大人	中学生以下	大人	中学生	大人	中学生	大人	中学生以下	大人	大人	中学生以下	大人	大人	大人	
一年	一日	一年	一日	一年	一年	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一年	一年	一年	
二千二百円	七百円	四千五百円	千五百円	三千円	六千円	千五百円	五百円	三千円	五百円	二千二百円	七百円	四千五百円	千五百円	三千円	六千円	七千五百円

魚種	あゆ、こ	漁具又は漁法	制 限 事 項
	やい、ふな	たも網	

3 漁具又は漁法の制限

魚種	漁具、漁法	期 間
あゆ	竿釣、投網、たも網	六月一日から十二月三十一日まで
かに	手釣、籠	十月一日から翌年三月三十一日まで

(一) 漁業権の免許番号 内共第十号
(二) 漁業権者の名称及び住所 厚狭川漁業協同組合 山陽小野田市大字鴨庄九四
(三) 遊漁についての制限の範囲

1 遊漁の方法
手釣、竿釣、投網、たも網及び籠

2 遊漁期間

2 納付の場所
榎野川漁業協同組合事務所（遊漁場所で漁場監視員に納付するときは、当該遊漁料のほか、別に二百円を納付しなければならない。）

ては当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。
2 特定の魚種を特定の漁具又は漁法により採捕するために遊漁料を納付した者が、当該納付に係る期間と同一の期間において新たに他の魚種を採捕し、又は他の漁具若しくは漁法により採捕しようとする場合（3に規定する場合を除く。）において、新たに行おうとする遊漁に係る遊漁料の額が既に納付した遊漁料の額以下であるときは、遊漁料の納付を要しない。
3 特定の魚種を特定の漁具又は漁法により採捕するために一年分の遊漁料を納付した者（うなぎ、こい、はや又はふなを手釣（投込み釣を除く。）又は竿釣（リールを使用するものを除く。）により採捕するために遊漁料を納付した者を除く。）が、当該納付に係る期間と同一の期間において新たにうなぎを籠若しくは箱により、うなぎを石倉により、又はかにを籠若しくは箱により採捕しようとする場合の遊漁料の額は、前記の遊漁料の額から大人は四千百円、中学生以下の者は二千二百円を控除した金額とする。

魚種	漁具、漁法	区 域	期 間
あゆ、こ	投網	山陽小野田市大字厚狭J山陽本線鉄橋から上流同大字市道成松山川線厚狭新橋まで	一月一日から十二月三十一日まで
やい、ふな	全漁法	山陽小野田市大字厚狭石束川河口と対岸を結んだ線から下流同大字市道成松山川線厚狭新橋まで	九月一日から十月三十一日まで

4 禁止区域及び期間

うなぎ、籠 五個以内

5 全長の制限等

魚種	全 長	又 は 甲 長
かに	甲長五センチメートル以下	
はや、ふな	全長十センチメートル以下	

(四) 遊漁料の額及び納付の場所

1 遊漁料の額

魚種	漁具、漁法	期 間	遊 漁 料
あゆ	竿釣	一年	七千円
		一日	八百円
	投網	一年	九千円
		一日	千百円

魚種	期	間	たも網	うなぎ	か	こい	はや、ふ	備考 中学生以下の者は無料とし、肢体不自由者の遊漁料の額は当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。
				手釣、竿釣、籠	籠	竿釣	竿釣	
			一年	一年	一年	一年	一年	
			一日	一日	一日	一日	一日	
			三千五百円	三千五百円	三千五百円	三千五百円	三千五百円	
			四百円	四百円	六百円	四百円	四百円	
			三千五百円	三千五百円	四千五百円	三千五百円	三千五百円	
			四百円	四百円	六百円	四百円	四百円	

2 納付の場所
厚狭川漁業協同組合事務所（遊漁場所）で漁場監視員に納付するときは、当該遊漁料のほか、別に百円を納付しなければならない。）

(一) 漁業権の免許番号 内共第十二号
(二) 漁業権者の名称及び住所 吉田川漁業協同組合 下関市大字吉田一三三二の七
(三) 遊漁についての制限の範囲
1 遊漁の方法 手釣、竿釣、たも網及び籠
2 遊漁期間

あゆ	か	魚種	あゆ、うなぎ、こい、はや、ふな	漁具又は漁法	手釣、竿釣、たも網	期間	一年	遊漁料	四千五百円
六月一日から十二月三十一日まで	十月一日から翌年三月三十一日まで (下関市菊川町湯の原ダムから上流の漁業権に係る漁場の区域にあっては、九月一日から翌年三月三十一日まで)	漁具又は漁法	全漁法	制限事項	夜間に灯火を使用する漁法は、禁止する。	期間	一年	遊漁料	六百円
六月一日から十二月三十一日まで	十月一日から翌年三月三十一日まで (下関市菊川町湯の原ダムから上流の漁業権に係る漁場の区域にあっては、九月一日から翌年三月三十一日まで)	漁具又は漁法	全漁法	制限事項	夜間に灯火を使用する漁法は、禁止する。	期間	一年	遊漁料	四千五百円
六月一日から十二月三十一日まで	十月一日から翌年三月三十一日まで (下関市菊川町湯の原ダムから上流の漁業権に係る漁場の区域にあっては、九月一日から翌年三月三十一日まで)	漁具又は漁法	全漁法	制限事項	夜間に灯火を使用する漁法は、禁止する。	期間	一年	遊漁料	四百円

3 漁具又は漁法の制限

4 禁止区域及び期間
下関市大字吉田吉田大橋から上流百メートルまで及び同橋から下流同大字吉田堰まで
下関市植生口川の漁業権に係る漁場の区域
下関市菊川町湯の原ダム堰堤基部から下流百メートルまで

(四) 遊漁料の額及び納付の場所
1 遊漁料の額

魚種 あゆ、こ い、はや	漁具又は漁法 手釣、竿釣	制 限 事 項	3 漁具又は漁法の制限	か に	う な ぎ	あ ゆ	魚 種	か に 籠	ま す	か
				七月十五日から十月十五日まで	六月一日から十二月三十一日まで	六月一日から十二月三十一日まで	期 間	一年	一 日	一 年

備考 中学生以下の者は無料とし、肢体不自由者の遊漁料の額は当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。

2 納付の場所
吉田川漁業協同組合事務所（遊漁場所で漁場監視員に納付するとき、当該遊漁料のほか、別に三百円を納付しなければならない。）

(一) 漁業権の免許番号 内共第十四号
(二) 漁業権者の名称及び住所
栗野川漁業協同組合 下関市豊北町大字田耕四三三二の二
(三) 遊漁についての制限の範囲
1 遊漁の方法
手釣、竿釣及び籠
2 遊漁期間

か に 籠	あゆ、こ い、はや	手釣、竿釣	4 禁止区域及び期間	魚種	か に 籠	か に 籠
				区 域	三 個 以 内	三 個 以 内

5 全長の制限等

魚種	全 長 又 は 甲 幅	か に 籠	う な ぎ	全長二十五センチメートル以下	か に 籠	甲幅五センチメートル以下
----	----------------------------	-------------	-------------	----------------	-------------	--------------

(四) 遊漁料の額及び納付の場所

遊漁料の額	遊漁者の区分	期 間	遊 漁 料	大 人	中 学 生	大 人	か に 籠			
				一 日	一 日	一 日	一 年	一 日	一 年	五 千 円

3 漁具又は漁法の制限

か に	あ ゆ	魚 種
七月二十五日から十二月三十一日まで	六月一日から十二月三十一日まで	期 間

2 遊漁期間

- 1 遊漁の方法
手釣、竿釣、投網、たも網、籠、箱及び筒

- (一) 漁業権の免許番号 内共第十六号
(二) 漁業権者の名称及び住所
深川川漁業協同組合 長門市東深川二二四六の四
(三) 遊漁についての制限の範囲

2 納付の場所
粟野川漁業協同組合事務所（遊漁場所）で漁場監視員に納付するときは、当該遊漁料のほか、別に百円を納付しなければならない。）

備考 小学生以下の者は無料とし、肢体不自由者の遊漁料の額は当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。	はや手釣、竿釣		中学生	
	中学生	大人	中学生	中学生
	一年	一日	一年	一日
	二千五百円	二百五十円	五千円	五百円

う な ぎ	あ ゆ、 は	魚 種
手釣、竿釣、箱、筒	投網 竿釣、（はやを除く） たも網	漁具、漁法
一日	一年	期 間
千五百円	八千五百円	遊 漁 料

1 遊漁料の額及び納付の場所

あ ゆ、 う	あ ゆ、 は	魚 種
手釣、竿釣（毛針を使用するものを除く）、投網、たも網、籠、箱、筒	投網、たも網	漁具、漁法
長門市東深川長寿橋上流端の上流百メートルから下流の区域	長門市仲井堰から下流同市東深川長寿橋上流端の上流百メートルまで	区 域
六月一日から六月三十日まで	六月一日から六月三十日まで	期 間

4 禁止区域及び期間

か に	魚 種
籠	漁具又は漁法
五日以内	制 限 事 項

3 漁具又は漁法の制限

魚種	期	間
あゆ	六月一日から十二月三十一日まで (しき針又はリールを使用する竿釣にあつては、七月一日から十二月三十一日まで)	
かに	八月一日から十月三十一日まで	
ます	三月一日から八月三十一日まで	

2 遊漁期間

- 1 遊漁の方法
手釣、竿釣、はえなわ、籠、箱及び筒

- (一) 漁業権の免許番号 内共第十七号
(二) 漁業権者の名称及び住所 阿武川漁業協同組合 萩市大字橋本町二二
(三) 遊漁についての制限の範囲

2 納付の場所
深川川漁業協同組合事務所(遊漁場所では漁場監視員に納付するときは、当該遊漁料のほか、別に千円を納付しなければならない。)

備考 小学生以下の者は無料とし、中学生又は肢体不自由者の遊漁料の額は当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。	は	かに	一年	一年	五千元
	や	籠	一日	一日	千円
			一年	一年	三千元
			一日	一日	千円

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
----	-------	----	-----

(四) 遊漁料の額及び納付の場所
1 遊漁料の額

魚種	全長	又は	甲幅
かに	甲幅五センチメートル以下		
ます	全長二十センチメートル以下		

5 全長の制限等

魚種	区	域	期
あゆ、か	萩市大字川島岡部堰 <small>せき</small> から同大字中津江橋下流端下流五百メートルまで		九月二十日から十一月十日まで
あゆ、か	萩市川上江毛九郎堰 <small>せき</small> 下流端から上流三百メートルまで及び同堰堤下流端から下流同市阿武川と麦谷川の合流点まで		九月一日から九月三十日まで
あゆ、か	萩市川上阿武川本流大浴瀬尻から下流二百メートルまで		五月一日から八月三十一日まで
あゆ、か	やな又は張網の設置場所から上流二百メートルまで		九月一日から十一月十五日まで

4 禁止区域及び期間

魚種	漁具又は漁法	制限事項
かに	籠	箱及び筒の合計数は、三個以内 高さ二十五センチメートル以内 幅及び長さの合計百センチメートル以内 十五センチメートルにつき目合八節以下 三個以内 名札を付けること。
うなぎ	箱、筒	はえなわ 三本以内

3 漁具又は漁法の制限

か に 籠	あ ゆ 竿 釣	魚 種 漁 具、 漁 法	期 間
八月一日から十月三十一日まで	大井川漁業協同組合が公示する期間		

2 遊漁期間

1 遊漁の方法
手釣、竿釣及び籠

- (一) 漁業権の免許番号 内共第十八号
- (二) 漁業権者の名称及び住所
大井川漁業協同組合 萩市大井一四〇四
- (三) 遊漁についての制限の範囲

2 納付の場所
阿武川漁業協同組合事務所（遊漁場所で漁場監視員に納付するときは、当該遊漁料のほか、別に三百円を納付しなければならない。）

備考 中学生以下の者は、無料とする。	す は や、 ま 竿 釣	か に 籠	う な ぎ 手 釣、 竿 釣、 は え な わ、 箱、 筒	あ ゆ 竿 釣
一年	一 日	一 年	一 年	一 日
三千円	千 円	三 千 円	三 千 円	千 円
				六 千 円
				二 千 円

(四) 遊漁料の額及び納付の場所
1 遊漁料の額

か に 籠	う な ぎ 手 釣、 竿 釣	あ ゆ 竿 釣	魚 種 漁 具、 漁 法	期 間	遊 漁 料
一年	一 年	一 日	一 年	一 日	
籠の数に千円を乗じて得た額を四千円に加算した額	四 千 円	千 円	六 千 円	千 五 百 円	

5 全長の制限等

あ ゆ 十 セ ン チ メ ー ト ル 以 下	魚 種 全	長
--	-------------	---

4 禁止区域及び期間

萩市大字紫福山の口井堰 <small>せき</small> から上流同市大井川と山ノ口川の合流点と対岸を結んだ線まで	萩市大井字樋の本一、二、六、八の一の堤防に設置した標柱と対岸を結んだ線から下流同市大井字林校免一四、五、八の堤防に設置した標柱と対岸を結んだ線まで	萩市大字紫福山の口ダム堰 <small>えん</small> 堤から上流のダム湖の区域	区 域	期 間
五月一日から八月三十一日まで	九月一日から十月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで		

か に 籠	魚 種 漁 具 又 は 漁 法	制 限 事 項
	三 個 以 内	

はや 竿釣	一年	千円
	一日	四千元

備考 小学生以下の者は無料とし、中学生又は肢体不自由者の遊漁料の額は当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。

2 納付の場所
大井川漁業協同組合事務所（遊漁場所で漁場監視員に納付するときは、当該遊漁料のほか、別に千円を納付しなければならない。）

- (一) 漁業権の免許番号 内共第二十号
(二) 漁業権者の名称及び住所
田万川漁業協同組合 萩市大字弥富下字中塚三二〇七の二

- (三) 遊漁についての制限の範囲
1 遊漁の方法
手釣、竿釣、投網及び籠
2 遊漁期間

魚種	漁具、漁法	期	あゆ		か	ます	魚種	籠	かに
			竿釣	投網					
		六月一日から十一月三十日まで				三月一日から八月三十一日まで			
		八月一日から十一月三十日まで				七月二十五日から十月三十一日まで			

3 漁具又は漁法の制限

4 禁止区域及び期間

制限事項	五個以内 網目が三・三センチメートルを超えること。
------	------------------------------

漁具、漁法	区	域	期
全漁法	萩市大字上田万大角井堰下流端から下流三百メートルまで	萩市大字上田万井出口井堰から下流の漁業権に係る漁場の区域	九月一日から十月三十一日まで
投網	萩市大字弥富下丸山大橋から下流同大字新井堰まで	萩市大字鈴野川中井堰から上流の漁業権に係る漁場の区域	一月一日から十二月三十一日まで
	萩市大字上小川東分開作橋から下流同大字小川細野水管橋から上流同大字中小川炭久保橋から下流同市大字下小川岡平橋まで		一月一日から十月三十一日まで

5 全長の制限等

魚種	全	長	又	は	甲	幅
うなぎ	全長三十センチメートル以下					
かに	甲幅四センチメートル以下					

(四) 遊漁料の額及び納付の場所
1 遊漁料の額

魚種	漁具、漁法	期間	遊	漁	料	あゆ	
						竿釣	投網
		一日			三千円		
		一年			一万五千元		
		一日			五千円		
		一年			一万五千元		
うなぎ	手釣、竿釣	一日			二千円		

備考 中学生以下の者は無料とし、 肢体不自由者の遊漁料の額は 当該遊漁料の額の五割に相当す る額とする。	ます 竿釣	か に 籠	一年	七千円
		一年	七千円	
	一年	二万円	二万円	二万円
	一日	二千円	二千円	二千円
	一年	七千円	七千円	七千円

2 納付の場所

田万川漁業協同組合事務所（遊漁場所で漁場監視員に納付するときは、当該遊漁料のほか、別に三百円を納付しなければならない。）

二 遊漁承認証に関する事項等

(一) 遊漁承認証に関する事項

- 1 遊漁承認証は、遊漁料の納付を受けたときに交付する。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(二) 遊漁に際して守るべき事項

- 1 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際し漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際し相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(三) 漁場監視員に関する事項

- 1 漁場監視員は、この規則の励行に関し必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、漁場の監視をするときは、常時漁場監視員証を携帯しなければならない。

(四) 違反者に対する措置に関する事項

各漁業協同組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は、払戻しをしないものとする。

三 遊漁規則の施行の日

平成二十六年四月一日

平成二十七年三月三十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事